

平成 29 年
11 月号

濱田会計事務所通信

平成 29 年 11 月 1 日発行 Vol.3

平成 29 年 10 月 27 日(金)の午後 1 時半よりイーグレ姫路にて相続対策セミナーを開催致しました。ご参加下さった方々、ありがとうございました。弁護士の先生・保険会社の方・私が各専門分野で相続に関するお話を致しましたが、私自身他の専門分野の方のお話は大変興味深く、今後の参考になりました。

11 月 11 日(土)に第 2 回目のセミナーを行います。興味のある方でまだお申込みがお済でない方は是非お声かけ下さい。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

<税務/会計トピックス>

年末調整の注意点

年末が近づき年末調整の書類配布時期となってきました。

年末調整で記載頂く書類は各従業員がご自身で扶養者の情報や保険料について申告をして頂く書類ですが、申告が漏れやすいものについて以下に解説を致します。控除の申告が漏れると所得税のみならず住民税の税額にも影響がありますので、ご注意ください。

- ◆ 年の中で死亡した親族の扶養控除
扶養控除の対象となるかの判定は、原則としてその年の 12 月 31 日時点の現況により判断しますが、扶養親族が年の中で死亡した場合は死亡時の現況で判断します。年の中で死亡した場合、その死亡時までの所得で扶養控除の対象となるかの判定を行いますので、普段は控除の対象とならない方でも控除の対象になる場合があります。
- ◆ 寡婦又は寡夫控除
配偶者と死別又は離婚した後婚姻をしていない人で一定の要件を満たす場合は、寡婦又は寡夫控除の対象となる場合があります。要件が複雑ですので、対象となりそうな方がいらっしゃればご相談下さい。
- ◆ 障害者控除
本人、又は扶養している親族(16 歳未満の扶養親族含む)が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、障害者控除を受ける事が出来ます。所得税法上の障害者とは障害者手帳の交付を受けている方だけでなく、それに準ずる状況にある場合には該当することがあります。
- ◆ 非課税所得のある親族の扶養控除
失業手当や遺族年金の支給額は所得税法上は非課税の所得となりますので、扶養控除の判定となる所得には含まれません。

年末調整の際に控除の申告を忘れた場合は確定申告により 5 年前まで遡って還付を受けられる場合もありますので、お早めにご相談下さい。



<相続・贈与税のお話し>

扶養義務者間の資金援助

相続税法上、扶養義務者相互間において、生活費又は教育費に充てるために贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、贈与税が非課税となります。

よって、祖父母から孫へ、あるいは父母から子へ生活費や教育費の援助があった場合でも、その金額が通常必要と認められる場合は、贈与税の課税対象になりません。

具体的には、大学の入学金や授業料、留学の渡航費や授業料を負担しても贈与税はかかりません。そのほか、婚姻に当たって金品を渡したり、結婚式や披露宴の費用を親が負担した場合も課税の対象にはなりません。

上記の非課税となる生活費又は教育費とは、生活費又は教育費として必要な都度贈与されるものをいいます。従って、生活費又は教育費として前もって一括して贈与したり、受け取ったお金を貯金したり、株式や不動産を購入するための資金に充当した場合には、贈与税の課税の対象となります。（教育資金については、別途「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の規定が設けられています。）

贈与税が非課税になる生活費、教育費で「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる財産をいいます。

従って、子が居住する賃貸住宅の家賃等を親が負担した場合、子が自らの資力によって家賃等を負担し得ないなどの事情を勘案し、社会通念上適当と認められる範囲の家賃等を親が負担している場合には、贈与税は非課税となります。逆に、子に家賃等を支払うだけの十分な資力がある場合には、贈与税が課税されるおそれがあります。



生前贈与をご検討の方は、上記のような非課税の贈与もありますので是非お気軽にご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

平成29年11月11日（土）の午後1時半より午後4時までイーグレ姫路4階セミナー室Bにて相続セミナーを開催致します。

参加お申込のご連絡をお待ちしております。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

